

別紙 1

浄化槽設置工事施工基準

岐阜市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受けて行う浄化槽の設置工事の施工基準を、次のように定める。

第 1 浄化槽工事の技術上の基準

浄化槽の設置工事は、浄化槽設備士のもとで浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年 9 月 27 日厚生省・建設省令第 1 号）第 1 条（浄化槽工事の技術上の基準）及び下記に従い行うこと。なお、前記に記載のない事項については、設置する浄化槽の施工要領書に従うこと。

第 2 設置場所

- (1) 屋外で保守点検及び清掃に支障を及ぼさない場所に設置すること。
- (2) 飲用井戸からおおむね 5m 以上離れていること。
- (3) 建物基礎・道路端から離して設置すること。やむを得ず設置する場合には、土圧に耐える鉄筋コンクリートの擁壁を設置すること。
- (4) 重量のある物を置くような場所（車庫等）に設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、設置する浄化槽が一般財団法人日本建築センターから支柱レス施工の認定を受けているかにかかわらず、荷重が直接浄化槽本体にかからないよう 4 本以上支柱を設置すること。

第 3 掘削工事

- (1) 湧水が多いなど、地下水の状況によっては、水替工事等の適切な処置を行うこと。
- (2) 地盤が崩壊するおそれがないとき、または周辺の状況により危害防止上支障がないときを除き、土留め工事等の適切な処置をすること。

第 4 基礎工事

1 砕石地業

- (1) 砕石（又は再生砕石）の大きさは、40mm 内外とする。なお、地盤が悪い場合は、40mm 内外の割栗石を敷き詰めた上から砂利を撒いて、十分に突き固めること。

- (2) 砕石地業の仕上がり厚みは、100mm 以上とすること。
- 2 捨てコンクリート
 - (1) コンクリートの厚みは 50mm 以上とすること。
 - (2) 掘りすぎた場合は、捨てコンクリートの厚みを厚くすることで高さ調整を行うこと。
- 3 基礎コンクリート
 - (1) 鉄筋は D10-@200 シングルとすること。配筋位置はスペーサー等を使用し、適切な位置となるように行うこと。
 - (2) コンクリートの厚みは 100mm 以上とし、型枠の広さは浄化槽外形寸法以上とすること。
 - (3) コンクリートは十分に適温養生すること。
 - (4) 基礎コンクリートとしてプレキャストコンクリートを使用してもよい。

第 5 据付工事

- 1 本体据付
 - (1) 基礎コンクリート上の小石などを除去してから据え付けること。
 - (2) 据付後、槽が水平であることを確認すること。
 - (3) 満水にして漏水がないことを確認すること。
- 2 埋め戻し
 - (1) 埋め戻し材は、石などが混入していない良質な土砂等を用いること。原則として、掘削土による埋め戻しは認めない。
 - (2) 水準器等を用い、水平を確認しつつ水締め及び突き固めの作業を何回かに分けて行うこと。
- 3 かさ上げ

かさ上げは 30cm までとし、それ以上になる場合はピット構造とし、ピットには雨水排水用の排水口を設けること。

第 6 上部スラブ工事

- (1) 上部スラブは、地盤面より少し高くする等雨水の流入防止策を講ずること。
- (2) マンホール開口部には周囲に補強筋を施すこと。

鉄筋は、D10-@200 シングルとし、配筋位置はスペーサー等を使用し、適切な位置となるように行うこと。
- (3) コンクリートの厚みは 100mm 以上とすること。
- (4) コンクリートは十分に適温養生すること。

第7 放流ポンプ槽工事

- (1) 放流ポンプは着脱可能なポンプを2台以上設置し、交互運転ができるようにすること。
- (2) 原水（流入）ポンプ槽の設置は、つまり等の原因となるため設置しないこと。

第8 ブロワ設置工事

- (1) 浄化槽専用の電源を設けること。
- (2) アースが必要なものには必ず設置すること。
- (3) ブロワは、十分に固定され、防振対策がなされていること。
- (4) ブロワ停止警報装置を設置すること。

第9 配管工事

浄化槽設置に伴う配管工事は、別紙2「配管工事の設計及び施工基準」に従うこと。